

立夏の候、貴社におかれましてはご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、2月6日に国土交通省より経審を改正する告示やその運用に関する通知が交付されました。
今回は令和8年7月1日以降の申請から適用となる経審の改正についてご案内いたします。

令和8年7月1日付 経営事項審査の改正(W点)

1. W1-11 建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言状況について 加点項目として追加、配点の見直し

第三次・担い手3法の全面施行を受け、労務費確保等のための取組とCCUSの活用を積極的に推進する企業を評価する項目として「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言」の宣言状況が加点項目に追加されました。また、「W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」についても配点の見直しが行われました。

【現行】建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

- ①CCUS上での現場・契約情報の登録
- ②建設工事に従事する者がカードリーダー等によりCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

W1-10	上記①～②を民間工事を含むすべての建設工事で実施した場合	15点
	上記①～②をすべての公共工事で実施した場合	10点



【改正後】

W1-10	上記①～②を民間工事を含むすべての建設工事で実施した場合	10点
	上記①～②をすべての公共工事で実施した場合	5点
W1-11	「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言」を宣言した場合	5点

← 新設

建設技能者を大切にせる企業の自主宣言とは(愛称:職人いきいき宣言)

建設企業が技能者の処遇改善の取り組み等を宣言し、それを可視化することで評価を可能にすることにより、受注機会の確保等につなげることを目的とした制度。令和7年12月より国交省のポータルサイトにて申請受付開始。

必須項目

1. 労務費の確保・行き渡り等のための取り組み
2. CCUSの活用(就業履歴の蓄積)
3. 宣言企業との取引優先

宣言日(申請日)時点においてすべての取組が実施されていない場合は、1年以内の日を「取組開始日」として設定しその日までにすべての取組が実施される必要があります。

【加点の要件】

- ・審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されていること。

【誓約内容】

- ・自主宣言において設定した「取組開始日」以降において宣言した内容を行う旨の誓約

2. W7 建設機械について加点対象となる機械の拡大

令和6年能登半島地震の応急復旧工事において活用された建設機械についてのアンケートを踏まえ、加点対象となる建設機械が2種類追加されました。

【現行】加点対象となっている建設機械

ショベル系掘削機 ブルドーザー トラクターショベル 締固め用機械 解体用機械
高所作業車 モーターグレーダー 移動式クレーン ダンプ

【追加】

不整地運搬車

アスファルトフィニッシャ

3. W1-1～W1-3 社会保険加入に関する審査項目の削除

令和2年10月に建設業許可取得の要件に社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険）の加入が追加されてから5年経過しました。令和7年10月1日以降に建設業許可を保有するすべての建設業者は社会保険に加入していることになるため、経営事項審査の審査項目からは削除されます。

	社会保険	加入	未加入
W1-1	雇用保険	0点	-40点
W1-2	健康保険	0点	-40点
W1-3	厚生年金	0点	-40点

➡ 削除

改正後のW点(社会性等の審査項目)一覧

	評価項目	最高/最低
W1	1 建退共加入	15/0
	2 退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15/0
	3 法定外労災制度への加入	15/0
	4 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2/0
	5 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10/0
	6 ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5/0
	7 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	10/0
	8 『建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度』の宣言状況	5/0
W2	建設業の営業年数	60
	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0/-60
W3	防災活動への貢献の状況	20/0
W4	法令遵守の状況	0/-30
W5	監査の受審状況	20/0
	公認会計士等数	10/0
W6	研究開発の状況	25/0
W7	建設機械の保有状況 (加点対象となる建設機械の拡大)	15/0
W8	国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	10/0
合計 (A)		237/-90
W評点 (A × 10 × 175 ÷ 200)		2,073/-788
P点換算 (W × 0.15)		310/-118

ご不明点等ございましたら
お気軽にご連絡ください。

行政書士こうべ元町事務所
行政書士 光森 司
〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目3番8号
TEL : (078) 332-3911 FAX : (078) 332-3914
E-mail : kobe-m.office@x3.gmob.jp